

## 第三者委員会の設置に係る 中山間地域等直接支払交付金実施要領の規定

### ○ 中山間地域等直接支払交付金実施要領（抜粋）

平成 12 年 4 月 1 日付け 12 構改 B 第 38 号農林水産事務次官依命通知  
最終改正 令和 7 年 4 月 1 日付け 6 農振第 2437 号農林水産事務次官依命通知

#### 第 8 第三者機関の設置

1 国は、（中略）交付金の交付状況の点検及び効果の評価、特認地域及び特認基準についての調整等を行う中立的な第三者機関を設置する。

2 （略）

#### 第 13 交付金交付の評価

1・2・3 （略）

4 農村振興局長は（中略）、中立的な第三者機関において交付金に係る効果等を検討し、評価する（後略）。